

農業委員会

令和2年

北秋田市監査委員公告 第3号

定期監査の結果に対する改善措置状況について

令和元年度定期監査について、北秋田市農業委員会会長から当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和2年6月15日

北秋田市監査委員 中川真一

北秋田市監査委員 山形聡伸

北秋田市監査委員 関口正則

定期監査措置状況等報告

指摘事項等	措置状況
<p>年払(月払)報酬等の支出負担行為の遅延について</p> <p>支出負担行為の遅延については、昨年度の定期監査報告書でも意見を記しており、多くは改善が見られるのであるが、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に規定されている年払(月払)報酬等については、支出負担行為として整理されていない事例が複数確認された。</p> <p>支出負担行為に関する事務は、支出事務の基本的な事務であり、関係法令等に則り適正に処理する必要がある。</p>	<p>令和2年度から関係法令に則り適正に履行します。</p>